

新型コロナウイルスワクチン接種に関するよくある質問（令和3年4月12日現在）

項目	質問	回答
ワクチン接種全般について	さいたま市のコロナワクチンに関するコールセンターはありますか。	<p>3月1日から、さいたま市コロナワクチンコールセンターを設置し、ワクチン接種に関するご案内をしています。</p> <p>名称：さいたま市コロナワクチンコールセンター 時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝・休日含む） 電話番号：0570-028-027（ナビダイヤル） FAX番号：0570-020-810 ※通話料がかかります。 外国語対応：英語・中国語・韓国語</p>
ワクチン接種全般について	さいたま市のコロナワクチンコールセンターでは、どのような内容にこたえてくれますか。	<p>内容は、ワクチン接種に関するご案内です。今後、ワクチン接種の予約も受け付ける予定ですが、現時点で予約受付開始時期は未定です。</p>
ワクチン接種全般について	コロナワクチン接種について、外国語での対応はしていますか。	<p>①さいたま市コロナワクチンコールセンターでは、英語・中国語・韓国語に対応しています。</p> <p>名称：さいたま市コロナワクチンコールセンター 時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝・休日含む） 電話番号：0570-028-027（ナビダイヤル） FAX番号：0570-020-810 ※通話料がかかります。 内容：ワクチン接種に関するご案内</p> <p>②さいたま市ホームページにて、「（がいこくじんのかたへ）新型（しんがた）コロナウイルス・ワクチンについて」を掲載しています。</p>
接種義務について	新型コロナウイルスワクチンの接種は義務ですか。（接種しなければいけないですか）	<p>予防接種法上、接種を受けることは原則として努力義務とされています。ただし、接種を受ける際には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、ご自身で接種をするかを判断していただき、接種を希望する場合に限り、接種を行うこととなります。接種を受けることは強制ではありません。</p> <p>※妊婦の方については使用実績が限定的なことなどから、努力義務の適用が除外されています。</p>
接種費用について	新型コロナウイルスワクチンを接種する場合に費用はかかりますか。	<p>無料です。</p>
接種回数について	接種は何回行えば良いですか。	<p>現在、薬事承認されたファイザー社の新型コロナウイルスワクチンは、2回接種となります。今後供給される見込みのアストラゼネカ社、モデルナ社のワクチンも、2回接種と言われていますが、薬事承認前のため接種回数に変更となる可能性があります。</p>
ワクチンメーカーの選択について	ワクチンは何種類かあると聞いていますが、接種するワクチンメーカーを選ぶことはできますか。	<p>接種時点で供給されているワクチンを接種していただくことになります。複数のワクチンが供給されている場合の取り扱いについては、現時点では決まっておりません。</p> <p>ただし、現時点では、1回目と2回目は同じメーカーのワクチンを接種する必要があります。</p>

項目	質問	回答
接種対象者について	新型コロナウイルスワクチンは小児も接種しますか。	<p>現在薬事承認されている、ファイザー社のワクチンについては、16歳以上が薬事承認の対象となっています。また、予防接種法に基づく公費での接種の対象は16歳以上の方です。このため、16歳に満たない方は、ワクチンの接種の対象にはなりません。</p> <p>アストラゼネカ社、モデルナ社の新型コロナウイルスワクチンでは、18歳以上に対して臨床試験が行われており、今後、提出された臨床試験のデータに基づき、接種の年齢が決められます。</p>
接種対象者について	接種を受ける際の接種順位はどのようになっていますか。	<p>国は、重症化のリスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者（65歳以上を想定）、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方々、その後、それ以外の方々に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種できるようにすることを検討中です。</p>
接種対象者について	接種順位が上位となっている高齢者とはどのような人ですか。	<p>令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)中に65歳以上となる方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)となります。</p>
接種対象者について	妊娠中や授乳中の人は、ワクチンを受けることができますか。	<p>妊娠中や授乳中の方でも、新型コロナウイルスワクチンを受けることができます。ただし、妊婦中の女性については、『予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。』となっておりますので、かかりつけの医療機関にご相談のうえ接種をご検討ください。</p> <p>授乳中の方についても、『予防接種上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討してください。ヒト母乳中への移行は不明である。』となっております。授乳中止の可能性もありますので、医療機関にご相談のうえ接種をご検討ください。</p> <p>妊娠中、授乳中の方も、海外の実使用経験等では現時点で特段の懸念が認められているわけではありませんが、安全性に関するデータが限られているのが現状です。</p>
接種対象者について	優先接種の対象となる基礎疾患とは、どのようなものがありますか。	<p>該当する基礎疾患は以下の(1)(2)のものとなります。</p> <p>(1)以下の病気や状態の方で、通院/入院してる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 慢性の呼吸器の病気 2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。） 3. 慢性の腎臓病 4. 慢性の肝臓病（肝硬変等） 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） 7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） 11. 染色体異常 12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態） 13. 睡眠時無呼吸症候群 14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） <p>(2)基準(BMI30以上)を満たす肥満の方</p> <p>(なお、基礎疾患を有する方の判断方法、手続き方法については、現時点では決まっておりません。)</p>

項目	質問	回答
接種開始時期について	医療従事者の接種が開始されたと報道されていますが、さいたま市における住民接種の開始日はいつですか。	医療従事者等の接種については、都道府県で実施をしていますので、明確な開始日については、埼玉県にお問い合わせください。 さいたま市民の接種については、限られたワクチン供給量のため、令和3年4月12日に、まずは高齢者施設の入所者から接種を行っていく予定です。決まり次第、市ホームページやコロナワクチンコールセンターでご案内します。
接種開始時期について	高齢者の接種が4月12日（月）と報道されていますが、さいたま市における住民接種の開始日はいつですか。	さいたま市民の接種については、限られたワクチン供給量のため、令和3年4月12日に、まずは高齢者施設の入所者から接種を行っていく予定です。決まり次第、市ホームページやコロナワクチンコールセンターでご案内します。
接種開始時期について	新型コロナウイルスワクチンがいつから接種できるのか等のお知らせはいつ頃送付されますか。	接種対象者の方には、市から接種開始前に接種券やお知らせを送付する予定です。ワクチンの供給量が少ない見込みのため、状況に合わせて順次送付する予定です。
接種開始時期について	さいたま市のコロナワクチン接種に関する予約はいつ、どこでできますか。	今後、さいたま市コロナワクチンコールセンターやWeb予約にて予約を受け付ける予定ですが、現時点では予約受付開始日時について調整中ですので、今後市ホームページ等でお知らせしていきます。
接種場所について	新型コロナウイルスワクチンはどこで接種できますか。（近隣の医療機関で接種できますか／どの病院で接種できますか）	<p>ワクチン接種は、原則として住民票所在地の市町村（住所地）に所在する医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。</p> <p>さいたま市では、市内の接種実施医療機関での個別接種や区役所等での集団接種を実施する予定です。</p> <p>【現在予定している接種会場一覧は別紙「接種会場一覧」参照】</p> <p>今後、変更となる可能性がありますので、随時市ホームページやさいたま市コロナワクチンコールセンター等でご案内します。</p> <p>※高齢者施設等に入所されている方については、施設での接種や別紙会場での接種、医師による巡回接種等を検討しています。</p> <p>なお、次のような事情のある方は、住所地以外でワクチンを受けたいことができる見込みですが、特別な手続きが必要な場合がありますので、具体的な手続きは今後ご案内します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市に住民票があり、入院・入所のため他市町村の医療機関や施設でワクチンを受ける方 ・他市町村の医療機関で基礎疾患の治療中のため、そちらの医療機関でワクチンを受ける方 ・お住まいと住所地在異なる方（やむを得ない事情がある方に限る） <p>など</p>

項目	質問	回答
接種場所について	さいたま市以外の医療機関で接種することはできますか。	原則、市内の医療機関での接種となりますが、長期入院・入所している、里帰り出産や遠隔地へ下宿している生徒等のやむを得ない事情がある場合は、住民票所在地以外での接種が認められる予定です。
副反応について	接種を受けた後に副反応による健康被害が出た場合、救済制度はありますか。	ワクチン接種においては、副反応による健康被害が、極めて稀ではあるものの不可避免的に発生するため健康被害救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンについても、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づき、必要な救済措置が講じられます。
副反応について	副反応についての相談先はありますか。	埼玉県が電話による相談窓口を設置しています。 名称：埼玉県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口 時間：24時間体制（土日祝日含む） 電話番号：0570-033-226（ナビダイヤル） FAX番号：048-830-4808 ※通話料がかかります。
副反応について	埼玉県の専門相談窓口（埼玉県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口）では、どのような内容にこたえてくれますか。	ワクチン接種に係る副反応等の医学的知見が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問い合わせへの対応となります。